

Q1 作成した責任者選任届出書などの申請書類の提出先は？

A1 事業所を管轄する受持警察署窓口(刑事第二課組織犯罪対策係)へ持参の上、提出してください。

事案対応などで、警察署の事務担当者が不在の場合がありますので事前に連絡を入れていただければと思います。

届出に関する問い合わせは、受持警察署窓口へお願いします。

Q2 オンラインでの申請手続は可能ですか？

A2 一部の申請のみ可能です。詳細は以下をご確認ください。

オンライン(警察行政手続サイト)での申請手続が可能な届出については、
不当要求防止責任者の選任の届出(別記様式第9号「責任者選任届出書」)
で、以下の①、②に該当する事業所が、手続可能です。

- ① 責任者として事業所を管轄する受持警察署へ既に届出を完了されている事業所で、人事異動などで責任者のみの変更がある事業所
- ② 事業所に責任者が存在せず、今回、初めて責任者をおく事業所

※ 注意事項(オンラインでの手続ができない例)

現状で、事業所を管轄する受持警察署へ責任者としての届出が完了されている事業所のうち、以下のアからウに該当される事業所については別記様式第4号「責任者選任届出書記載事項変更届」、別記様式第5号「責任者廃止届出書」の作成が必要であるため、**オンラインでの手続できません**。

申請書類を作成し、**事業所を管轄する受持警察署の窓口(刑事第二課組織犯罪対策係)へ持参の上、ご提出ください。**

- ア 責任者には変更がなく、事業所の所在地、事業所名、連絡先に変更がある。
- イ 人事異動などで責任者に変更があり、かつ、事業所の所在地、事業所名、連絡先など、既存の届出内容に変更がある。
- ウ 会社、支店などの廃止、事業所の責任者を廃止する。

警察行政手続サイト